

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
第1種区域	45dB以上 50dB以下	40dB以上 45dB以下	40dB以上 45dB以下
第2種区域	50dB以上 60dB以下	45dB以上 50dB以下	40dB以上 50dB以下
第3種区域	60dB以上 65dB以下	55dB以上 65dB以下	50dB以上 55dB以下
第4種区域	65dB以上 70dB以下	60dB以上 70dB以下	55dB以上 65dB以下

備考1. 昼間は午前7時又は8時から午後6時～8時、朝は午前5時又は6時から午前7時又は8時まで、夕は午後6時～8時から午後9時～11時まで、夜間は、午後9時～11時から翌日の午前5時又は6時までとする。

2. 区域

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

規定条文：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）